

第5節 複合型居住施設用自動火災報知設備

第1 用語の意義

この節における用語の意義は、複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号。以下「複合型自火報省令」という。）第2条及び特定小規模自火報省令第2条の規定並びに自動火災報知設備の基準（第1）の例によるほか、次による。

- 1 共同住宅等とは、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の部分をいう。
- 2 福祉施設等とは、令別表第1(6)項ロ及びハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は共同生活援助を行う施設に限る。）の用途に供される施設及び部分をいう。

第2 警戒区域◆

警戒区域は、複合型自火報省令第3条第2項の規定及び自動火災報知設備の基準（第2）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第3）を準用する。

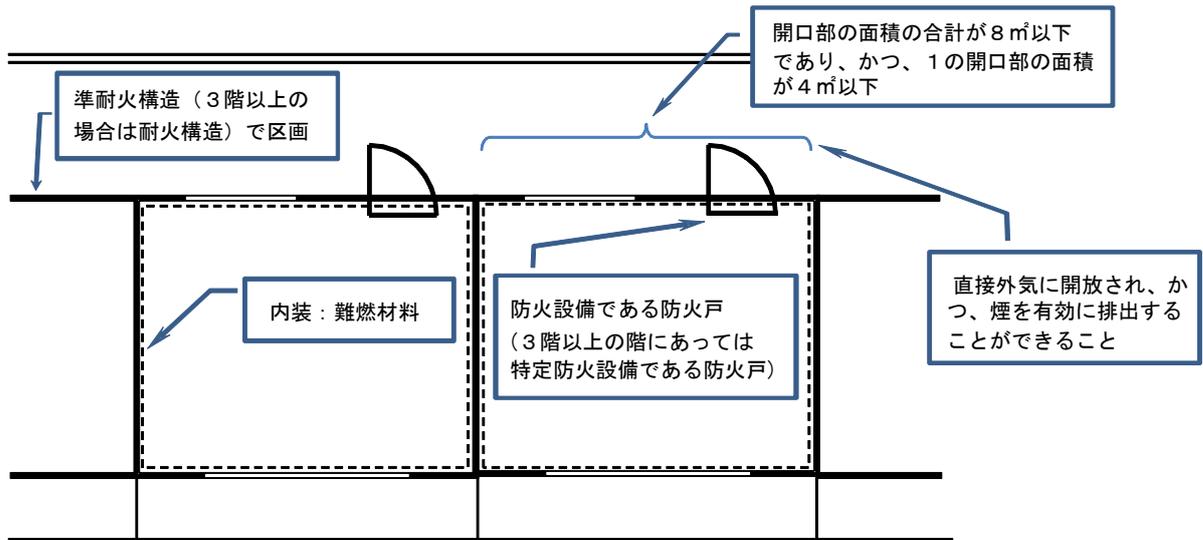
第3 受信機◆

受信機は、複合型自火報省令第3条第2項の規定及び自動火災報知設備の基準（第3）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第4）を準用する。

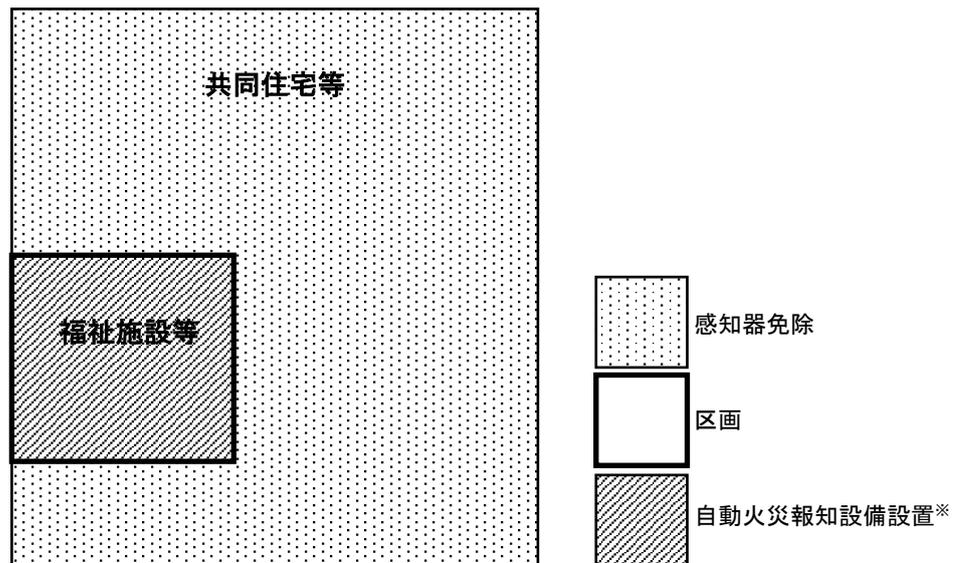
第4 感知器

感知器は、複合型自火報省令第3条第2項及び第3項の規定並びに自動火災報知設備の基準（第4）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第5）を準用する。この場合において、複合型自火報省令第3条第3項各号に規定する区画のイメージについては、図8-5-1による。

図 8 - 5 - 1



感知器免除のイメージ



上記による感知器免除のほか、福祉施設等部分が300㎡未満である場合には、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる（この場合において受信機が設けられないシステムにあっては、共同住宅等部分の感知器免除は不可）。

第 5 中継器

中継器は、複合型自火報省令第 3 条第 2 項の規定及び自動火災報知設備の基準（第 5）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第 6）を準用する。

第 6 音響装置

音響装置は、複合型自火報省令第 3 条第 2 項の規定及び自動火災報知設備の基準（第 6）

を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第7）を準用する。

第7 発信機◆

発信機は、複合型自火報省令第3条第2項の規定及び自動火災報知設備の基準（第7）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第8）を準用する。

第8 副受信機◆

副受信機は、自動火災報知設備の基準（第8）を準用する。

第9 電源◆

電源は、複合型自火報省令第3条第2項の規定及び自動火災報知設備の基準（第9）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第10）を準用する。

第10 配線

配線は、複合型自火報省令第3条第2項の規定及び自動火災報知設備の基準（第10）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第11）を準用する。

第11 無線式◆

無線式については、複合型自火報省令第3条第2項の規定及び自動火災報知設備の基準（第10. 7）を準用するほか、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するものにあつては、特定小規模施設用自動火災報知設備の基準（第12）を準用する。